

岩手県告示第295号

令和2年2月26日付け官報第197号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第379号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市衣川餅転84の2、85の15、85の41、85の46

(2) 所在が不明である通知の相手方 斎藤純也、佐々木庄吉、佐藤信一、佐藤哲雄、佐藤トシヨ、佐藤秀藏、佐藤ミツエ、佐藤吉昭、佐藤亘、高橋安太郎、富澤裕子

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所